

別紙 1

条件付一般競争入札説明書

伝承園食堂・厨房改修(建築)工事の入札については、入札公告及び関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札参加資格

- (1) 「1に示した工事に係る設計業務等の受注者」とは、次に掲げる者である。

有限会社菊池設計

- (2) 「当該受注者と、資本又は人事面において関連がある者」とは次のア又はイに該当する者である。

ア 当該受注者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている入札参加希望者

イ 入札参加希望者の代表権を有する役員が当該受注者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該入札参加希望者

2 施工実績

- (1) 施工実績と認められるものは、工事が完成し、遠野市条件付一般競争入札参加資格確認申請書及び添付書類の提出期限の日までに引き渡し完了しているものに限ること。
- (2) 施工実績の確認は、施工実績要件に示した施工数量、構造、工法等の必要事項を具体的に挙証できる資料（契約書、仕様書、図面等の写し）により行うものとし、当該工事の発注者の証明書等についても認める。
- (3) 施工実績としての工事が、一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報システム（CORINS）に登録されている場合は、工事カルテの写しをもって、挙証資料に代えることができること。ただし、施工数量、構造、工法等の必要事項が確認できるものに限ること。
- (4) 一体的な施設等として、連続した年度で別発注とされた建設工事にあつては、当該複数の契約工事の諸元数値をもって施工実績とみなすことができること。ただし、当該複数の契約内容及び一体的な施設等の建設工事であることを確認できる書類を提出できるものに限ること。
- (5) 建築一式工事、電気設備工事及び管設備工事において1契約で複数の建物を施工した実績にあつては、主たる建物の構造及び延床面積をもって施工実績とすること。
- (6) 元請実績については、発注者から直接請け負った建設工事であるものとし、発注者は、国、地方公共団体その他建設業法施行令（昭和31年政令第237号）第27条の2で定める法人であること。民間工事の実績は認めないものとする。
- (7) 一次下請の実績については、入札参加資格に示した施工実績要件の内容が明確に確認できるよう施工数量、構造、工法等の必要事項を具体的に挙証できる資料（契約書、仕様書、図面等）を提出できるものに限ること。
- (8) 設計金額1億円以上の単体施工及び特定共同企業体（以下「JV」という。）施工の代表者における施工実績が、JV構成員（出資比率20%以上）の施工実績である場合は、そ

の工事の施工数量に代表者の出資比率に対する構成員の出資比率の割合を乗じて得られた数量を実績として認めるものとする。

〔JV構成員の施工実績＝JV施工数量×（構成員の出資比率／代表者の出資比率）〕

3 配置予定技術者

(1) 入札公告において、配置予定技術者に一定の資格要件（例：一級〇〇技士）を設定している場合、「これと同等以上の資格を有し」又は「これと同等以上の資格を有する者」としたときの「これと同等以上の資格」とは、次の例によること。

ア 一級土木施工管理技士と同等以上の資格と認められるもの 一級建設機械施工技士、技術士及びこれらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定したもの

イ 一級建築施工管理技士と同等以上の資格と認められるもの 一級建築士及びこれらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定したもの

ウ 一級電気工事施工管理技士と同等以上の資格と認められるもの 技術士及びこれらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定したもの

エ 一級管工事施工管理技士と同等以上の資格と認められるもの 技術士及びこれらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定したもの

(2) 配置予定技術者の施工経験

ア 配置予定技術者は、施工経験時の地位がより高い者が望ましいこと。また、施工経験時の状況が見習いの場合、実質的に工事に関与していなかった場合は、経験として認めないこと。

イ 配置予定技術者の施工経験は、工事の着手から完成まで携わった者を原則として認めるものであるが、社内人事等の都合で一部の期間携わらなかった者でも認められる場合があること。ただし、著しく短期間の経験であれば認めないこと。

ウ 配置予定技術者に一定の資格要件（例：一級〇〇技士）を設定している場合、「施工経験」時における当該資格の保有は要件としていないこと。

エ 会社の施工実績の要件と同等の工事経験を設定している場合、会社の施工実績とする工事と配置予定技術者の施工経験とする工事とは別の工事であってもよいこと。

(3) 配置予定技術者は、現在どの工事にも専任で配置されていない者を原則とすること。ただし、入札公告の市営建設工事又は特定市営建設工事の契約日までに当該技術者が専任で配置されている工事が完成し引き渡し完了の見通しにある場合はこの限りではないこと。

(4) 配置予定技術者については、他の工事（国、県、他市町村等発注工事を含む。）と重複して申請することができること。

(5) 配置予定技術者を重複して申請した場合において、他の工事を落札したことにより資格要件を満たす技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならない。

(6) 他の工事を落札したことにより、資格要件を満たす技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、遠野市市営建設工事に係る指名停止等措置要領（平成21年遠野市告示第33号。以下「指名停止等措置要領」という。）に基づき、指名停止等の措置を行うことがあること。

(7) 契約締結後は、配置技術者について、財政課長に現場代理人等通知書の写しを提出し、配置技術者の資格や施工経験等の確認を受けたうえ、工事所管課等に原本を提出すること。

なお、現場代理人等通知書を提出する際には、経歴書の職歴欄に雇入れ年月日（雇用期間）を明記するとともに、監理技術者資格者証、健康保険証を添付すること。

(8) 配置技術者は、病休・死亡・退職等合理的な理由があれば変更することができるが、変更する場合は現場代理人等変更通知書の写しに、配置予定技術者の資格・施工経験を記載した遠野市条件付一般競争入札参加資格確認調書（様式第3号）を添付して、管理担当課長に提出し、配置技術者の資格や施工経験等の確認を受けたうえ、工事所管課等に原本を提出すること。

なお、現場代理人等変更通知書を提出する際には、経歴書の職歴欄に雇入れ年月日（雇用期間）を明記するとともに、監理技術者資格者証、健康保険証を添付すること。

(9) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）に定める経營業務の管理責任者及び営業所専任技術者を配置予定技術者とすることは、原則として認められないこと。

4 特定共同企業体

(1) J V名称の表現は、代表者を頭書に出資比率の多い順（同率の場合は任意）に並べること。

(2) 構成員のつなぎ方は「・」を使用し、株式会社等の組織形態は略称とすること。

（（株式会社→（株））例：〇〇建設（株）・（株）〇〇建設特定共同企業体）

(3) 条件付一般競争入札参加資格確認申請後、J Vの構成員について、入札参加資格を有しない者が含まれたときは、次により再度入札参加資格確認の再申請を行うことができること。この場合において、再申請手続は、再申請書類を持参して行うものとする。

ア 再申請を行うことができる場合

(ア) 法第3条第1項の規定による建設業の許可が失効した場合又は法第28条第3項若しくは第5項の規定により条件付一般競争入札の対象とする特定市営建設工事に対する業種について営業の停止を命ぜられた者が含まれた場合

(イ) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者が含まれた場合

(ウ) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てを行った者が含まれた場合

(エ) 遠野市から指名停止等措置要領に基づく指名停止措置又は文書による警告を受けた者が含まれた場合

イ 再申請の手続

(ア) 申請書締切日時以降にアに掲げる事由が発生した場合については、条件付一般競争入札参加資格確認結果通知書により入札参加資格が認められない旨の通知が行われるが、当該通知書に定める日までの間に、アに掲げる事由を生じた者に代わる構成員を新たに補充した上で、新たにJ Vを結成し、入札参加資格確認の再申請を行うことができる。ただし、アに掲げる事由以外の理由により入札参加資格が認められない旨の

通知を受けているときは、この限りでない。

- (イ) 条件付一般競争入札参加資格確認結果通知書により入札参加資格があると認められたJVについて、入札までの間にアに掲げる事由が発生した場合については、条件付一般競争入札参加資格取消通知書により入札参加資格を取り消し、入札参加資格が認められない旨の通知が行われるが、当該取消通知書に定める日までの間に、アに掲げる事由を生じた者に代わる構成員を新たに補充した上で、新たにJVを結成し、入札参加資格確認の再申請を行うことができる。

5 工事費内訳書

- (1) 所定の記載事項を充足する工事費内訳書（別紙4）が添付されていない入札は、無効と取り扱うものであること。
- (2) 工事費内訳書（別紙4）で積算した工事価格（消費税及び地方消費税を含まない）を入札書に記載する場合は、両者の金額が一致していることとするが、千円未満の端数処理については、有効な入札として取り扱うこと。

6 経常共同企業体

- (1) 経常共同企業体と当該経常共同企業体の構成員は、同一工事の入札に重複して遠野市条件付一般競争入札参加資格確認申請書を提出することはできない。なお、重複して申請があった場合には、その全者の入札参加を認めないものとする。

また、一の経常共同企業体の全構成員から同一入札に遠野市条件付一般競争入札参加資格確認申請書が提出された場合には、その申請があった全ての構成員の入札参加を認めないものとする。

- (2) 経常共同企業体及び当該経常共同企業体の構成員が、(1)の制限に対応することを目的に当事者間で連絡を取ることは、条件付一般競争入札心得に定める公正な入札の確保の規定に抵触するものではない。

7 資本関係等のある会社の参加制限

- (1) 次のいずれかに該当する関係がある複数の者は、同一工事の入札に重複して遠野市条件付一般競争入札参加資格確認申請書を提出することはできない。なお、上記の関係がある複数の者から申請があった場合は、その全者の入札参加を認めないものとする。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続き中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

- (ア) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社等である場合は除く。

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
 - ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
- (2) 入札参加希望者が(1)の制限に対応することを目的に連絡を取ることは、条件付一般競争入札心得に定める公正な入札の確保の規定に抵触するものではない。

8 契約成立要件

- (1) 落札者の決定後、この入札に付する工事に係る請負契約書を作成し、契約が確定するまでの間において、当該落札者が次に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、当該落札者と契約を締結しないこと。
- ア 法第27条の23第2項に規定する経営事項審査の有効期間（経営事項審査の審査基準日から1年7月）を経過していないこと。
 - イ 法第3条第1項の規定による建設業の許可が失効した者でないこと。
 - ウ 法第28条第3項又は第5項の規定により条件付一般競争入札の対象とする市営建設工事又は特定市営建設工事に対応する業種について営業の停止を命ぜられた者にあつては、その処分の期間が経過していない者でないこと。
 - エ 会社更生法第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加者資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
 - オ 遠野市から指名停止等措置要領に基づく指名停止措置又は文書による警告を受けていないこと。
 - カ 入札公告に定める要件を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。
 - キ 入札公告に定める要件を満たす施工実績を有すること。
- (2) 遠野市議会の議決を要する工事にあつて、既に仮契約を締結した場合においても、議決までの間に仮契約の相手方が(1)に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、仮契約を解除すること。
- (3) 落札者であるJVの構成員について、(1)に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合においても、(1)及び(2)と同じ取扱いとするものであること。

9 その他

- (1) 手続における交渉は無いこと。
- (2) 提出された書類は返却しないこと。
- (3) 入札参加に係る全費用は、入札参加希望者の負担とすること。
- (4) その他入札参加資格の確認にあたり、必要な書類の提出を求める場合があること。
- (5) 入札に関する詳細は、条件付一般競争入札心得によること。